

第 7 号

平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

平成30年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216,665千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,031,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	96,296	△ 24,953	71,343
	1 国庫補助金	96,296	△ 24,953	71,343
2	繰入金	48,148	△ 5,723	42,425
	1 一般会計 繰入金	48,148	△ 5,723	42,425
3	繰越金	42,912	△ 13,411	29,501
	1 繰越金	42,912	△ 13,411	29,501
4	諸収入	1,059,854	△ 172,578	887,276
	1 貸付金 元利収入	1,059,854	△ 172,578	887,276
	歳入合計	1,247,908	△ 216,665	1,031,243

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,247,908	△ 216,665	1,031,243
	1 育英資金	1,247,908	△ 216,665	1,031,243
歳 出 合 計		1,247,908	△ 216,665	1,031,243

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	平成31年度	千円 262
2 情報処理関連業務	平成31年度	1,078
3 事務機器等賃借	平成31年度 ～平成35年度	1,183
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	235 237 237 237 237